

別添 1 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業

第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和 3 年度畜産業振興事業等に係る公募要領（令和 3 年 1 月 15 日付け 2 農畜機第 5539 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体 A」という。）とする。

第 2 事業の内容

公募団体 A は、経営体質の強化を図るために肥育牛生産改善計画を策定した肥育経営体に対して、出荷頭数に応じた奨励金を交付する。また、公募団体 A は取組主体を置く場合、取組主体が経営体質の強化を図るために肥育牛生産改善計画を策定した肥育経営体に対して、出荷頭数に応じた奨励金を交付するために必要な経費について補助するものとする。

第 3 事業の要件

1 取組主体

(1) 取組主体は、生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会又は畜産業の振興に資する事業を行う事業協同組合、事業協同組合連合会、一般社団法人若しくは一般財団法人とする。

(2) (1) の生産者集団は、3 戸以上の肥育経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを定めた規約を有するとともに、その規約について、あらかじめ公募団体 A の長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 肉用牛生産の振興に関する事項

エ 会計、補助金の管理及び用途に関する事項

オ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 奨励金交付対象者

奨励金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 牛を販売する目的で、牛の肥育を業として行っている者であること。

ただし、法人にあっては、独立行政法人、学校法人、宗教法人、

試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 11 条の 51 に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者を除く。）は、これに該当しないものとする。また、会社にあつては（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しないものとする。

- （ア）資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人に該当する会社及び農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次の（イ）及び（ウ）において同じ。）の過半数を有している株式会社を除く。）
 - （イ）その総株主又は総出資者の議決権の 2 分の 1 以上が同一の（ア）に掲げる会社の所有に属しているもの。
 - （ウ）その総株主又は総出資者の議決権の 3 分の 2 以上が（ア）に掲げる会社の所有に属しているもの。
- （2）牛の肥育状況を確認できる者であること。
 - （3）経営体質の強化を図るために、第 4 の 2 に規定する肥育牛生産改善計画を策定している者であること。

3 奨励金交付対象牛

奨励金交付対象牛は、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成 30 年 12 月 26 日付け 30 農畜機第 5251 号。以下「経営安定交付金交付要綱」という。）第 4 の 3 に規定する交付対象牛又は次に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、販売後直ちに食肉となり、当該販売の損益が交付対象者に帰属する牛とする。ただし、令和 3 年 4 月から肉用牛肥育経営安定交付金の生産者負担金の納付猶予が終了した月又は令和 3 年 12 月のいずれか早い方の月の月末までに販売された牛に限るものとする。

- （1）繁殖又は搾乳の用に供していない牛にあつては、継続して 8 か月以上、かつ、満 17 月齢に達するまで肥育されていること。ただし、災害又は家畜伝染病の発生により、満 17 月齢に達するまで肥育し販売することが困難であると認められる場合は、満 12 月齢まで肥育されていること。

(2) 繁殖又は搾乳の用に供された牛又は未経産の不受胎牛にあっては、継続して3か月以上肥育されていること。

(3) 経営安定交付金交付要綱第4の1の(2)のエの(イ)の(a)に規定する飼養方式で飼養された牛であること。

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体Aは、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して、理事長の承認を受けるものとする。また、公募団体Aは、当該実施要領の写しを本事業に参加する肥育経営体の所在する都道府県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、公募団体Aが肥育経営体のみに対して直接に奨励金を交付する場合に限り、実施要領の全部又は一部の作成を省略できるものとする。

2 肥育牛生産改善計画の作成

事業に取り組む肥育経営体は、経営体質の強化のため、次のア～クの取組のいずれに取り組むかを記載した肥育牛生産改善計画を作成の上、取組主体又は肥育経営体に自ら奨励金を交付する公募団体Aに提出するものとする。取組主体は、肥育経営体から提出のあった肥育牛生産改善計画を取りまとめ、公募団体Aに提出するものとする。ただし、カの取組については、令和元年度～3年度に「家畜衛生対策事業の運用について」（令和2年3月31日付け元消安第6027号消費・安全局長通知）の第4の(2)の家畜生産農場衛生対策事業のアの(ア)のbの衛生対策に係る補助を受けた、又は受ける予定の肥育経営体は選択できないものとする。

また、当該計画に記載することができる取組については、本事業に取り組む肥育経営体におけるこれまでの取組の継続についても対象にすることとする。

なお、肥育経営体が当該計画に記載された取組を実施したことを証する書類については、各肥育経営体で保管することとする。

ア 飼料効率の改善

飼料中のエネルギー量、タンパク量等の飼料分析等により、効率的な飼料給与方法を把握し、飼料費の低減、増体効率の向上等を図る取組

イ 長期肥育の抑制

超音波画像診断装置を用いた肥育牛の生体肉質分析、ロース芯面積の把握等枝肉分析等により、飼養牛の肥育状況を把握し、適期出荷による過剰な飼料給与の抑制を図る取組

ウ 血液分析による事故防止

血中ビタミンA等の分析等により、血中ビタミンA濃度をコントロールし、起立不能等の事故の発生抑制を図る取組

エ 除角牛の導入による事故防止

除角牛の導入又は除角の実施により、闘争や序列争いを低減し、増体効率の向上及び肉質低下の抑制を図る取組

オ 削蹄による疾病防止

削蹄等により、蹄病を予防し、増体効率の向上を図る取組

カ 疾病検査の実施等による疾病防止

EBL 疾病検査済み牛の導入、防虫ネットの利用等により、伝染性疾病の伝播を防止し、廃棄牛の発生抑制を図る取組

キ 畜舎環境の改善

換気、暑熱対策又は敷料改善により、畜舎環境を改善し、増体効率の向上又は疾病発生率の低減を図る取組

ク 経営の改善

財務分析の実施、経営コンサルタントの指導、経営に関する研修会への参加等により、経営指標を改善し、経営力向上を図る取組

3 事業の委託

公募団体Aは、第2の事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとし、この場合、委託契約を締結するものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体Aが第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体Aは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）補助金交付申請書を

理事長に提出するものとする。また、当該補助金交付申請書の写しを知事に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体 A は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第 2 号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。また、当該補助金交付変更承認申請書の写しを知事に提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の 30% を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体 A は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第 3 号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第 7 事業の実績報告

公募団体 A は、別紙様式第 4 号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して 1 か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までに理事長に提出するものとする。また、別紙様式第 4 号の写しを知事に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して 1 か月を経過した日までとする。

第 8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

公募団体 A は、機構に対して第 6 の 1 の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額

（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

公募団体 A は、1 のただし書により申請をした場合において、第 7 に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

公募団体 A は、1 のただし書により申請をした場合において、第 7 に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第 5 号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2 の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体 A 自ら若しくはそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第 15 条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第 9 家畜共済等の積極的な活用

公募団体 A 又は取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第 2 の事業に参加する肥育経営体に対し、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

第 10 環境と調和のとれた農業生産活動

第 2 の事業に参加する肥育経営体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、第 2 の事業に参加する肥育経営体が、G A P 取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、点検シートの提出を免除する。

第 11 事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和 2 年度から令和 3 年度までとする。

第 12 事業の推進指導等

- 1 公募団体 A は、都道府県及び機構の指導の下、関係機関、関係団体との連携、肥育経営体に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、公募団体 A、第 2 の事業に参加する肥育経営体等に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第 13 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体 A は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。
- 2 第 2 の事業に参加する肥育経営体が保管する肥育牛生産改善計画に記載された取組を実施したことを証する書類の保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体 A に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(別表) 第5 関係

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 経営体質の強化に資する取組に対する奨励金の交付	公募団体 A が経営体質の強化に資する計画を策定した肥育経営体に対する出荷実績に応じた奨励金を交付するのに要する経費。また、取組主体が、経営体質の強化に資する計画を策定した肥育経営体に対する出荷実績に応じた奨励金、その交付に要する振込手数料及び関係者との連絡調整に要する経費	定額 (第4の2の取組のうち3つ以上に取り組む場合20千円/頭以内)
2 事業の推進指導	1の事業を円滑に実施するための推進指導に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等
緊急支援特別対策事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年度において肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）を下記のとおり実施したいので、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添1の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

別添「肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）実施計画」のとおり

- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 経営体質の強化に資する取組に対する奨励金の交付				
2 事業の推進指導				
合 計				

- 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別添

肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）実施計画

1 奨励金の交付

(単位：円)

番号	取組主体名又は 都道府県名	内容	事業費	積算基礎			備考
				頭数	単価	金額	
1	()						
2	()						
3	()						
	合計						

注：「取組主体名又は都道府県名」の欄の（ ）には、奨励金の交付対象となる肥育経営体数を記入すること。

2 奨励金の交付に要する経費

(単位：円)

番号	取組主体名	実施 時期	内容	事業費	負担区分		費目	積算基礎
					補助金	その他		
1								
2								
3								
	合計							

注：「費目」は、旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

3 事業の推進指導

(単位:円)

実施 時期	内容	事業費	負担区分		費目	積算基礎
			補助金	その他		
合計						

注1:「費目」は、旅費、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金、技術指導事務費、賃金及び事務諸費(振込手数料、印紙代等)とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

注2:事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を()書きで記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急
支援特別対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添1の第6の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別添「肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等
緊急支援特別対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添1の第6の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで 予定出来 高 (④+⑤)/ ②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 支店名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等
緊急支援特別対策事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）について、下記のとおり実施したので、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添1の第7の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）実施報告」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 経営体質の強化に資する取組に対する奨励金の交付				
2 事業の推進指導				
合 計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 支店名

預金種類

口座番号

口座名義

注：3について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

別紙様式4号の別添

肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）実施報告

1 奨励金の交付

(単位：円)

番号	取組主体名又は 都道府県名	内容	事業費	積算基礎			備考
				頭数	単価	金額	
1	()						
2	()						
3	()						
	合計						

注：「取組主体名又は都道府県名」の欄の（ ）には、奨励金の交付対象となる肥育経営体数を記入すること。

2 奨励金の交付に要する経費

(単位：円)

番号	取組主体名	実施 時期	内容	事業費	負担区分		費目	積算基礎
					補助金	その他		
1								
2								
3								
	合計							

注：「費目」は、旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

3 事業の推進指導

(単位：円)

実施 時期	内容	事業費	負担区分		費目	積算基礎
			補助金	その他		
合計						

注1：「費目」は、旅費、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金、技術指導事務費、賃金及び事務諸費（振込手数料、印紙代等）とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

注2：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を（ ）書きで記載すること。

4 交付対象頭数

(単位：頭)

取組主体名又は 都道府県名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
合計頭数													

5 取組者数

(単位：件)

取組主体名又は 都道府県名	飼料効率の 改善	長期肥育の 抑制	血液分析に よる事故 防止	除角牛の 導入による 事故防止	削蹄による 疾病防止	疾病検査の 実施等によ る疾病防止	畜舎環境の 改善	経営の改善
合計								

注：取組ごとに実施した経営体の延べ数を記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援
特別対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）補助金について、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添1の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け
農畜機第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体Aが法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を

添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・公募団体Aが消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体Aが法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・公募団体Aが消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料